平成２１年（フ）第２１７号
鳥取県米子市西福原８丁目６番53号
債務者　苅田キクエ
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１０１号
福岡県直方市大字下境1220番地
債務者　山地　康士
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１０９号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3024番地11
債務者　松丸　拓哉
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１１０号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3024番地11
債務者　松丸　祐子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１１８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字上木月708番地
債務者　**德**田　広志
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部

平成２１年（フ）第１１９号
福岡県直方市大字山部746番地
債務者　松尾　憲男
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第４０９号
福岡県久留米市城島町内野465番地
債務者　西岡　和弘
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１１０７号
北九州市八幡東区西丸山町５番18号
債務者　玉川美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１２７号
福岡県遠賀郡水巻町吉田団地106番203号
債務者　山内美代子（旧姓岡﨑）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１２９号
福岡県中間市蓮花寺１丁目３番15号
債務者　髙澤　慶子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１３２号
北九州市門司区大久保１丁目４番７―401号
債務者　乙藤　進一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１４４号
北九州市小倉北区熊谷２丁目32番12号
債務者　上田　幸吉
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２０１号
北九州市小倉南区北方３丁目７番13号
債務者　宮浦　淳治
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７号
熊本県八代市高下東町373番地
債務者　高田　圭太
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７６号
大分県日田市若宮町１番60号桜木アパートＣ号
債務者　森川　順子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第２６７号
宮崎県延岡市旭ヶ丘４丁目6301番地３
債務者　眞野　祥子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２９５号
福島県郡山市安積町荒井字柴宮山３―52　柴宮団地48号棟25号室、住民票上の住所福島県河沼郡柳津町大字郷戸字古屋敷甲2780番地
債務者　鈴木　久美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
福島県田村市船引町船引字石崎124番地26メゾンパール103号
債務者　宗像　竜一
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係